

## ⑨ 住まい

住宅の改修に対する補助や、サービス付きの住宅など、住まいに関する事業・サービスです。各事業・サービスの利用には要件等がありますので、詳細は各問合せ先にお問い合わせください。

### (1) 介護予防高齢者住環境改善支援事業 (住宅改修の補助)

要介護状態等となるおそれの高い方の居宅の改善をするための経費の一部又は全部を補助します。工事着工前に補助の交付決定を受ける必要があります。

- ◆対象者 市内に1年以上居住する満65歳以上の方で、シニアサポートセンター（地域包括支援センター）又は各区高齢介護課が実施した基本チェックリストにおいて、要介護状態等となるおそれの高い状態にあると認められた方
- ◆対象工事 ①手すりの取り付け ②段差の解消  
③滑りの防止、移動の円滑化などのための床・通路面の材料の変更  
④引き戸などへの扉の取替え ⑤洋式便器などへの便器の取替え  
※事前に居住地を担当するシニアサポートセンターの確認を受けることが必要
- ◆補助額 介護保険料第1段階・2段階の方は全対象経費（上限15万円）  
介護保険料第3段階～12段階の方は対象経費の2/3（上限10万円）
- ◆問合せ先 各区役所高齢介護課（21p）

### (2) 要介護高齢者居宅改善費補助事業 (住宅改修の補助)

日常生活において介助を必要とする高齢者の居宅の改善（居宅の老朽化に伴う補修などを除く。）をするための経費の一部を補助します。補助は1回限りとし、工事着工前に補助金の交付決定を受ける必要があります。

- ◆対象者 次に掲げる全ての要件に該当する方のために、高齢者の居宅の改善工事を行う方  
①市内に1年以上居住し、かつ、満65歳以上の方  
②さいたま市の介護保険の被保険者であること  
③身体上の障害のため日常生活に支障があり、かつ、介護保険制度における要介護・要支援認定を受けていること  
④介護保険料段階が第1段階～第3段階のいずれかであること  
⑤介護保険料を滞納していないこと  
⑥介護保険施設又は病院などに入所・入院していないこと
- ◆対象となる経費 介護保険給付対象以外の工事費
- ◆補助額 30万円を上限として、対象経費の2/3
- ◆問合せ先 各区役所高齢介護課（21p）

### ◎ その他の事業・サービス

事業・サービス名	内容	問合せ先
高齢者民間賃貸住宅 住替え家賃助成事業	民間の賃貸住宅に居住する高齢者が、住宅の所有者から住宅の取り壊しなどのため、立ち退きを求められ、市内の他の住宅に転居した場合に、転居後の家賃の一部を助成します。	各区役所高齢介護課 (21p)
サービス付き 高齢者向け住宅	バリアフリー構造の高齢者専用住宅です。状況把握サービスや生活相談サービスが必ず提供され、その他高齢者が日常生活を営むために必要な福祉サービスを必要に応じて利用できます。登録されたサービス付き高齢者向け住宅の情報は右記アドレスから検索できます。	●サービス付き高齢者向け住宅情報提供システム <a href="http://www.satsuki-jutaku.jp/search/index.php">http://www.satsuki-jutaku.jp/search/index.php</a>